

申請するには

電気工事を伴いますので、まず、お近くの電気工事店に、感震ブレーカーの設置について相談し、見積書をお願いください。(電気を遮断するため、医療機器等への影響、夜間に作動した場合の照明の確保など注意が必要です。)

電気工事店に関するお問い合わせは、静岡電気工業協同組合(☎054-288-1234)または清水電気工事協同組合(☎054-353-6165)まで。



お近くの電気工事店で見積書をもったら、工事を依頼する前に、申請に必要な書類を用意して、静岡市役所 危機管理総室まで持参または郵送してください。

(持参の場合は各区役所地域総務課でも受け取っていますが、書類の審査は危機管理総室で行います。)

受付期間：令和3年4月1日(木)～令和4年1月31日(月) ※土日祝は除く

※なお、申請は先着順に受け付け、期間内であっても、申請額が予算額を超えた時点で受付を終了します。

【申請に必要な書類】

1. 補助金交付申請書(様式第1号)

市役所危機管理総室、各区役所地域総務課、電気工事店にあります。

静岡市ホームページからもダウンロードできます。

2. 設置する建物が、「静岡市内」の「住宅」であることがわかる書類の写し

例：固定資産税納税通知書と課税明細書(「居宅」と表示されている部分)、名寄帳、建物の登記事項証明書、建築確認済証など

3. 工事見積書の写し

※新築時に取付の場合は不要です。

4. 感震ブレーカー設置予定箇所の写真

※新築時に取付の場合は不要です。



書類を審査後、市から補助金交付決定通知書を申請者あて送付します。

補助金交付決定通知書が届いてから、電気工事店に工事を依頼してください。

お問い合わせ

静岡市役所 危機管理総室(静岡庁舎新館3階)

〒420-8602 静岡市葵区追手町5-1

TEL: 054-221-1241 FAX: 054-251-5783